

出版社の言葉

各民族の歴史のなかで、立憲の歴史は特別に重要な部分である。ベトナムにおける立憲の事業は、独立を獲得し、民権を求め、人民への奉仕に尽力する政治体制と権力機構の存在を早期に望む愛国運動の活動をもって20世紀初めから始まった。それらのすべてのことは、植民地主義・封建主義政権に憲法制定を求めるといった一般的要求に他ならない。

1945年八月革命が成功し、国が独立し、政権が人民の手に帰すると、ベトナム民主共和国の最初の憲法が、1946年11月9日に誕生した。それは当時の東南アジアにおいて進歩的な憲法であった。ベトナムは、封建君主のいる保護国・保護領・直轄植民地の三つの地域から転じて、共和政体の独立国家となった。

しかしその後、植民地主義・帝国主義が復帰して再度ベトナムを侵略し、わが国は一時的に二分され、戦争を続行しなければならなかった。新植民地主義体制下の南部は、独自の国家であるベトナム共和国を樹立し、1956年憲法と1967年憲法の二つの憲法を制定した。1975年には、サイゴン政権は完全に崩壊し、旧体制の憲法は破棄された。

独立を獲得した日から現在まで、ベトナム革命国家、すなわちベトナム民主共和国とベトナム社会主義共和国は、ホー・チ・ミン主席とベトナム共産党の指導の下、次々と四つの憲法(1946年、1959年、1980年、1992年)を制定した。それらの憲法は前のものを継承し、革命の歴史的段階ごとに連続的に発展し、国を社会主義への過渡期の道に従って進ませた。

今年、国家が1992年憲法の改正・補充を準備しており、全国の人民は立憲問題に特に関心をもって現行憲法の整備に貢献するのに際し、ホーチミン市総合出版社は、二人の共著者であるファン・ダン・タインとチュオン・ティ・ホアの『ベトナム立憲略史』を編集し出版する。本書はわが国の豊富で多様な立憲過程を比較的十分に叙述している。

本書は以下の三つの部分から成る。

- 1945年八月革命以前のベトナム立憲思想
- サイゴン政権下の立憲

一 ベトナムにおける革命的立憲

ベトナムの立憲の歴史は、大きくて新しい複雑な問題であるので、ホーチミン市総合出版社と著者は極力努力し慎重を期したが、本書の作成に加わった者の思わぬところで、至らぬ点があるのは避けられないであろう。再版で改善できるように、読者の皆様の建設的な批判をお願いしたい。

読者に本書を謹んで紹介いたします。

2013年7月

ホーチミン市総合出版社